

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 3 1 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	堀 江 眞智子	2 番	増 谷 憲
3 番	椿 原 竜 二	4 番	中 島 詳 裕
5 番	星 田 仁 志	6 番	片 畑 進 之
7 番	谷 畑 進	8 番	小 林 英 世
9 番	林 宣 男	10 番	殿 井 堯
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	岡 省 吾
13 番	森 谷 信 哉	14 番	新 家 弘
15 番	湊 正 剛	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

6 番	片 畑 進 之	11 番	佐々木 裕 哲
-----	---------	------	---------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	森 田 栄 一	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

平成31年第1回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	林 宣男	①ひょうたん池の現状と今後の活用について ②水道法改正による水道民営化について
2	湊 正剛	①有田川堤防の補強並びに河川の浚渫及び河畔林の撤去について ②太陽光発電・風力発電設置について ③国道480号吉備金屋間について
3	堀江眞智子	①教職員の働き方改革について ②育児休業中の保育所からの退園について ③急性期病院の病床削減計画について ④交通事故の多い交差点の対策について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、一般質問を行います。

きのうに引き続き順次許可します。

……………通告順1番 9番（林 宣男）……………

○議長（殿井 堯）

9番、林 宣男君の一般質問を許可します。

林 宣男君の質問は一括質問であります。

9番、林宣男君。

○9番（林 宣男）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、御質問させていただきます。

今回、私の質問は2項目でございます。

まず、1点目は、以前に一般質問させていただきましたひょうたん池の現状と今後の活用について、質問をさせていただきます。

先日、全員協議会で説明をしていただきまして、重複することが多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

ひょうたん池は、かつては農業用のため池として、その機能を発揮していました。近年はその役割を終え、放置された状態が続いております。この池の維持管理は、従来、水利組合が行っていたものですが、土地の所有者は有田川町ということなので、今までどのように町が維持管理にかかわってきたのかということについてお尋ねします。

次に、今後の活用についてですが、先日の全員協議会での説明では、和歌山県福祉事業団に土地を無償貸与し、有田地域に新たな児童養護施設を整備するとのことでしたが、次のことについて詳細な説明をしていただきたいと思います。

- 1、土地貸与を無償とする理由は何でしょうか。
- 2、東京の青山で児童保護施設整備について反対運動が起こったが、そのようなことがないように、周辺住民の皆さんに説明は十分行われているのか。地元の反応はどうでしょうか。
- 3、もともとため池であった土地を造成するので、排水処理に不安があると思いますが、確実な排水処理は行うことができるのでしょうか。
- 4、この施設を整備することにより、有田川町にもたらすメリット及びデメリットは、どのようなものになるのでしょうか。
- 5、施設が運用を開始する時期はいつなのでしょう。

以上の点について、答弁をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の質問であります。水道事業を自治体から民間企業への運営移行を促進するコンセッション方式の導入、いわゆる水道民営化法案が昨年12月6日に成立いたしました。諸外国での民営化の実態は、安全性よりも利益追求のため水道料金の高騰・水質の悪化を招き、維持管理においても自社の関連会社に発注を行い、地元企業を廃業に追い込むなどの弊害を生んでいるようです。

また、静岡県浜松市においては、民営化を検討していたところ、大多数の意見は反対であったため、その検討を断念したとの報道が先月ありました。

有田川町の水道事業については、従来より健全な運営を行っているとの認識を私は持っておりますが、財政面から見た現状の経営実態、ほかの自治体水道事業と比較しての状態についてお聞きしたいと思います。

また、今後、水道民営化を検討していくのかどうかということについてもお答えいただきたいと思います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、林議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、ひょうたん池の件なんですけれども、以前にも林議員がここで質問をしていただきました。そのときはまだ水利権というのが残っていて、水利権の問題もあるんでなかなか前へ進めんよという答弁をさせてもらったと思います。

ところが、昨年の8月に水利権者から水利権を放棄してもええよ、無償で放棄するというありがたい提案がありました。この池については、ずっとその水利組合が今まで管理をしてくれおりました。長年、水田用の池としていってたんですけれども、近年、水田がなくなってほとんど水のたまらないような状態でほっていたようであります。

その中で、本当に水利組合の方々は今まで御協力いただいて清掃もしてくれておりました。今回の利用については、広く社会の福祉の目的に活用を行いたく、社会福祉法人和歌山県社会福祉事業団より申し出のありました、児童養護施設の整備地として無償貸し出しを行いたいと思います。

土地の無償貸与の理由といたしましては、有田川町財産の交換、譲与、無償貸与などに関する条例に基づき、公共的団体において、公用もしくは、公共用または公益事業の用に供する場合は、無償で貸し付けることができることとなっており、児童養護施設につきましては公益事業であることを考え、無償で貸し付けを考えております。

県も同じような施設を無償で事業団に貸しているところもあるようであります。近年、非常に子どもたちの痛ましい事故が多々起こっております。本当に痛ましい事故が起こっています。その中で、今、県下で8カ所あるんですけれども、日高圏内、有明圏内にこの施設がないということで、ぜひやっぱりこういうことについては積極的に町もかかわっていかなければならないという思いで、今回、無償貸与させていただくことになりました。

次に、住民方の説明会については、もう既に近隣地権者あるいは区の役員さんとは接触させていただいています。区の役員さん等々については、近隣の方についても非常にええことやということで賛同いただけるような返事をいただいています。その中で、もう少しみんなに知ってもらわんとあかんということで、6月ごろまでに、住民を対象に住民説明会を行う計画となっております。実は、あしたも植野が初集会の後で事業団が来て、説明をされるようであります。

そこで出された要望については、できるだけ整備計画へ盛り込んでいただけるよう福祉事業団と協議を行ってまいりたいと思います。おっしゃるとおり、排水の問題とか、あるいは地区によっては子どもの遊び場もほしいよという話でありますんで、この前も理事長さんと話したんですけれども、そういう要望があれば非常にうれしいことやと。遊具も十分ふやして遊び場もこしらえますという話もいただいています。

それと同時に、また区からもいろんな要望も出ると思いますので、それは整備計画

に盛り込んでいただくと同時に、町でやらなくてはならない排水等々も整備をしていきたいなという思いであります。

福祉事業団の計画によりますと、児童養護施設、定員30名を整備するため、今年度中に造成工事を行い、平成32年度に施設の工事施工を完了し、平成33年度に開所を予定しております。

開所後は、児童養護の拠点として、児童福祉の向上に寄与されるものと考えております。

次に、有田川町水道事業の経営状況についてでありますけれども、平成29年決算及び過去5年間の決算においても、上水道については黒字を計上しております。また、同じようにキャッシュフローにおいてもプラスで推移しております。

次に、簡易水道事業についてでありますけれども、山間部等効率の悪い地域での事業であることから、料金収入のみでは、現状経費を賄えない状況であります。そのため経費不足分については、一般会計からの繰り入れを行っている状況であります。

他の自治体水道事業と比較して、特に旧吉備町の上水道事業については、経常収支比率において県平均を上回っており、健全であると考えております。

次に、議員御指摘の民営化の方向性でありますけれども、昨年12月の水道法改正において、給水責任は自治体に残した上で、施設の所有権についても自治体が所有したまま、施設の運営権を民間に設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式を実施可能としたものであります。

この方式は、あくまで、官民連携の一つの選択技であることから、住民や業務効率化のメリットがある場合、地方自治体が議会の議決を経て導入するものであります。

現在の状況を鑑みますと、この方式を導入することによる、判断できる材料が乏しいことから、有田川町水道事業としましては、現在の運営体制を変更する予定はなく、引き続き現在の体制を維持し、将来にわたって安心・安全な水道水の供給に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

9番、林君。

○9番（林 宣男）

2回目の質問をさせていただきます。

水道の話は非常に水質も有田川町はいいと聞いていますし、健全なことなんでこのままお願いしたいと思います。これはもう結構でございます。

ひょうたん池の今までの水利組合が長年、堤防の草刈りやら何やら大分御苦労なさっておりますが、その水利組合のお礼というか、そんなことは考えていただいているんでしょうか。その点ちょっとお願いします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

考えております。1回、これは事業団と相談をさせていただいて、水利組合の今までの現状とかお話をさせてもらって、町からお金を出すというわけにはいきませんので、できたら事業団のほうでいささかでも水利組合の今までの御苦勞に報いる意味で、何とかお話をさせていただきたいなと思います。

それと、メリット、デメリットというんですけれども、メリットについてもできるだけ地元で雇える職員あるいは臨時、給食員さん、これは地元で全部雇っていただけるということで非常にメリットがあるん違うかなと思っております。

○議長（殿井 堯）

9番、林宣男君。

○9番（林 宣男）

できるだけ水利組合へよろしく願いしておきます。

それと、せっかくできているんですから、みんなができてほんまによかったよというような施設をみんなで作っていただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

以上で、林宣男君の一般質問は終わりました。

……………通告順2番 15番（湊 正剛）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、15番、湊 正剛君の一般質問を許可します。

湊 正剛君の質問は一問一答形式です。

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまこの議場において、議長より一般質問の許可を与えられましたので、通告のとおり3点ばかりの質問を順を追っていたしたく執行部の皆さん、よろしく願いします。

また、一部において複数の同僚議員の質問と重複するところがありますが、再度よろしく願い申し上げます。

私の質問は、有田川堤防の補強並びに河床のしゅんせつ及び群生している河畔林の撤去であります。いつもお願いしていることですが、田殿橋、吉備橋間の約900メートルが昭和28年の水害により、狭小なため、その場所が引堤となって新しく構築された新堤防であります。その当時の流下した土砂、きご、砂等で構築されている堤防ですので、非常に破堤するのに透水性が高く、決壊のおそれが非常に高い。それに加えて、モグラが繁殖をしていると。一番決壊の条件が最悪であります。

水位が堤防の半分まできますと決壊は免れないと。それでお願いですが、これは越水しても破堤しない堤防づくりをお願いしたいと。これは災害も時を待ってくれないので、早急に考慮してほしい。

当時、今の河川の状態ですと、毎秒3,500トンの許容範囲となっておりますが、昭和28年水害の場合は特別で6,000トンとも7,000トンとも言われておりました。この堤防は新しい上に透水性も高いので早急に考えていただきたい。

2番目に、太陽光発電・風力発電の設置についてであります。大規模な自然破壊により、水資源の確保や気象条件の異変、動植物の死滅による生態系への影響についてであります。昨日、複数の議員からも質問がありました。それで重複するところがございまして、二酸化炭素吸収力の低下等、どのように町は思っているのか、お答え願います。

次に、国道480号の吉備金屋間が非常に狭小なため、軽四自動車でも徐行しなければ対向できないというような状況で、これも10年から要望していますが、一向に着手していない状態です。これを完成するのに当局のお考えをお示し申し上げまして、私の一回目の一般質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、湊議員にお答えをしたいと思います。

有田川については、和歌山県が有田川水系河川整備計画に基づいて河積の確保のため、築堤や河床掘削等を実施しております。田殿橋から西側についてはもうずっと何年かけて整備が終わっております。田殿橋から吉備橋の左岸については、和歌山県が平成29年に堤体を調査した結果、健全であるという判断でした。堆積土につきましては、当該区間において約1万2,300立方メートルの河床掘削を実施中でありま

す。また、今回、国のほうで3年間別枠で防災・減災のために7兆円という大きな予算を組んでくれました。有田川についても、今年度、1億5,000万円、これは県内の河川でも飛び抜けて大きな予算であります。これをもって、河川の掘削と樹木の伐採を今後3年間で重点的に行う予定になっております。

町としても、重要な課題であると認識しており、河川整備が早急に進捗するよう有田川河川促進協議会などを通じて、県へ要望していきたいと思っております。

また、2つ目の質問でありますけれども、自然災害による大きな被害が全国各地に発生し、地球規模の気象の変化を感じさせられることが多くなっております。

議員御指摘のとおり、町内には山林を削り大規模な、太陽光発電や風力発電が設置され、山の持つ保水力低下による土砂災害や動植物など生態系への悪影響などが懸念されております。

(仮称)海南・紀美野風力発電事業につきましては、厳しい環境影響評価が義務づけられておりますので、動植物などの多岐にわたる自然環境や健康への影響を含め、各分野の専門家による多くの意見が事業者に出され、事業計画に反映されるものと考えております。

特に、きのうも何人かの方に質問をいただきました。町といたしましては、法的にはとめるわけにはいきませんが、町の考えとしては、反対であるということを経に申し上げていきたいと思っております。

また、国道480号では、現在、清水地域を中心に事業を行っていただいているところでもあります。また、高野山まで一日も早く大型バスを通したいという県の意向もありまして、今後どんどんと進んでいくと思っておりますけれども、この中でも御質問のある吉備～金屋間の狭隘な区間については、有田川右岸側が、洪水時に浸水のおそれがあることから、かさ上げ等の有田川の河川整備計画との連携が必要であります。現在河川整備については、有田川の下流側から整備を進めているところでもあります。河川整備の進捗を見ながら国道480号の整備計画を検討していくこととなっております。

町としても、できるだけ早く着手していただけるよう国道480号整備促進協議会を通じて県へ要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

今の御答弁、有田川の件ですが、ことし入りに1月、2月にかけて1万4,000立米しゅんせつしてくれてありがとうございました。それよりかまだ2メートル以上、大木とかが相当あって、一番悪いのは頭首工のあたりの2メートル、皆、埋没してもうてる保田頭首工と、宮原頭首工、田殿頭首工、それと、潮どめの堰堤は別として、3つの頭首工が全部埋没している状態であって、その他のしゅんせつのところも相当荒れていると、堆積土が多いということでございます。

河畔林が群生して、JRのあたりは4メートルも5メートルも生えている。大きな水の阻害をして、洪水の場合は恐らく抵抗になって堤防の決壊につながる可能性が十分であります。

年次計画として今後継続してずっとやってくれるのか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

とにかく本年度は国の別枠予算で3年間で7兆円という大きな予算を組んでくれております。そのうち和歌山県の河川については有田川町が飛び抜けて多い、1億5,000万円、今年度だけでついでいます。

これも3年間、立ち木については3年間かけて完全に伐採するということでありまして、河床の掘削もよく存じ上げております。非常にたまっている箇所が何カ所かありますので、今後ともこのことについては県にしょっちゅう要望していきたいと思っています。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

頭首工の両サイド、上のしゅんせつは、これもともにやってくれるんかの。

それと、越水しても破堤しない堤防づくりに。越流した場合、裏のり面から崩れるんで一番弱い。一例を挙げたら鬼怒川の堤防でも30キロの間に10カ所、パイピング現象が起きて、越水、モグラもあそこも大きな要因やと思う。

国交省はある程度知ってても地元の要望を余り聞き入れなかったということで、地元の要望を聞き入れないということは災害を受けた場合、人災にかかわると書いておりますが、その点、早急な越水に強い堤防づくりをお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

実は、今回、間もなく千年に一回の災害ということで、県が防災マップを出します。それによりますと、有田川水系はほとんど水没します。そういう関係から、県も出した以上、またこれからもしっかりとその対策をやっていくように要望していきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

越水しない堤防であつたら、決壊したら莫大な損害を受ける。50床以上の病院も2つあり、文化財指定の浄教寺から福祉センター、あるいは中小企業も5棟あるし、以前、14から浸水、流出したという例もございます。越水しても破堤しない堤防づくりを強力にお願いしたい。

それと、越水に対して、部長、どのようにお考えですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

先ほども答弁でありましたように、有田川の左岸側、田殿橋から吉備橋あたり、調査ボーリングをいたしまして、いろんな破壊のメカニズムによつての計算をしております。そこでは一応健全であるという答えが出ておりますので、越水しても破堤しない、鋼矢板なりをずっと道のど真ん中へ打ち込むような事業になるかと思っておりますけど

も、一回またそれも県のほうへどういう事業があるのか聞いてみたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

昨年かな、ボーリングしていただいたんが何カ所ですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

3カ所で、計5つのボーリングをやっております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

それで、その結果はどうだったんですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

それで土質に対していろいろ破壊のメカニズムで計算を行っております。そのときは崩れない、破堤しないという健全であるという結果が出ております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

それは堤防を構築するときに、私もこの目で見てるんですけど、きごと砂ばかりです。粘土もある程度あるけどもね。何カ所しても、全体像がわかりにくいと思うんです。かたい堤防はどこにもないけども、特に新堤防で今でも陥没の繰り返しをやっています。犬走りでも陥没して、モグラやと思うんやけど、そういうことで部長、見ていただいて早急な対策を練っていただきたいと、このように思います。

それから、太陽光発電の件ですが、あれは幅1キロぐらいあるんですか。そんな中に沢とか小川とか湧き水の出ていたところがあったはずですよ。それと、木は何十万本という大小を問わず二酸化炭素を吸ってくれる森林が伐採されています。左岸にあった湧き水や小川の水が遮断されてしまっていくところがない。堆積した土にそれが皆しゅんでいくんじゃないかと。

それから、長雨がきたらもう必ず崩壊するおそれが十分あると思うんですが、その点、それを認識しておられるのですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今ある太陽光発電についてはそういうことのないように、県の林地開発に基づいて事業者には徹底をさせていきたいと思っていますし、また、今回、御質問にあった海南・紀美野の風力発電については、きのうも答えさせていただいたんですけれども、設置するところには多くの区の山とか、反対する方の山とか、それがたくさんあるんで、なかなかそんなに簡単に設置はできないと思いますし、町としましても、この大きな風車については法的には何にもとめる権利も根拠もないんですけれども、町としての意見としてはやっぱり反対やということを県に申し上げていきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

県に申し上げていきたいと言いますが、森林の伐採は、とにかく太陽光発電を設置する前の自然破壊で以前の問題で、今、反対してもしょうないけど。やってもうたもんはしゃあないけども、これはやるまでに、幾ら県が認可しても、我々、被害をこうむるのは有田川町の地域住民であるということです。

ああいう大きな開発をするということは、公益的機能を有している場所であるんで、国民生活に安定と地域社会の健全な発展に寄与している森林であるんで、やっぱり県も間違っているんじゃないかと思う。この開発行為は権利に内在する当然の責務であるのではないかと、事業体は。その事業体でも、この土地はどこの土地ですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あれは上六川の土地です。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

区から移転してないんですか。区の所有者ですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

区の区山であります。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

それは賃貸でやってる。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

賃貸でやってるそうです。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

電力の安定供給ですけど、ああいう山間地でやった日照時間が非常に悪いと。西側の山は陰になって森林も伐採してると。それで先ほど言うた水問題、一時の水が崩壊を誘発するということは免れんと思います。きのうも複数の議員からそういう質問がありました。

それと、メガソーラーにおいて倒産が非常に多い。昨年で95件ですか、240億3,000万円という倒産。最初から13年間で300件余りの倒産があるということで、今の会社はどうか知りませんが。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

太陽光発電の倒産が多い、それも聞いていますけれども、上六川へ来ている会社は、きのうも申し上げたとおり、韓国の十大財閥のうちの1社であります。しっかりした会社だと認識しております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

一番大きい会社だと言われるけど、地元を見たらJAの農協が全国で一番大きいんです。それでも営利目的の会社やから、支所が閉鎖していつている。大きな会社が潰れんでも返さなあかんかったら閉鎖した場合は、町長、その対策は。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おまえとこ潰れるんかと、そんなこと。閉鎖するんかって、そんなこと考えてもないです。ないし、それはもう上六川区と賃貸契約の中でどんな契約してるか知りませんが、それはきっちりしてると思います。例えば20年過ぎた後の撤去の問題であるとか、それもきっちり契約をしていると聞いております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

ソーラー設備とかウインドファームでも同じことです。我々の電気代から10%の

売り上げが補助金に回されているんです。こんなメガソーラーとかウインドファームがふえるごとに電気代が上がっていく。補助金に回される。今もうパネルが物すごく安くなって外資系の事業主が参入してきているということで、やっぱり閉鎖された場合、事後処理はそんなことしていると思いますでは、きちっとした回答をしてほしい。

それと、外資系の事業主であれば閉鎖はしやすいと思う。賛成意見もないし、営業しているだけで、それはもう心配するんですけど。

あんだけのパネルが閉めた場合、反射熱が相当出る。結局、地球温暖化につながる要因になっているんじゃないかと。それから、その面積の森を伐採したので、温暖化に拍車をかけて水害のおそれが十分備わってくる。そういう公益的機能を満たしているところを簡単に許可できるんですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

反射熱とかそれは確かにあると思います。もともとクリーンエネルギーが始まったのが、やっぱり原子力というのは非常に東日本の災害を見ても大きいと。これからも、僕もそうですけれども、本当を言えば10年以内に原発ゼロの世界をつくりたい。それは火力発電でやればCO₂をたくさん出すんで風車であるとか太陽光であるとか、それはこれからも国がかじを切っていくと思います。

原発もあかん、太陽光もあかんというたら電気がとまるということで、これは原子力が廃止になってクリーンエネルギーで電気を起こせば電気代は高くなると思います。それは国民がしっかりと理解しないと僕は原子力はなくならないと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

町長が言われる原子力ですけど、ドイツは原子力ゼロにすると国は言うているんです。廃炉にする、全然予定もないけど、いいと思う。口では言うけど、表では原子力ゼロでドイツは言ってるけど、それは廃止にならない。予定もしていないということです。

日本もそのところはどうかわからないけども、福島の津波でやられた東電の原発から一挙にソーラーパネルとかウインドファームを急に知ったけども、広大な自然を破壊してパネルの設備をやっていると、非常に効率が悪い。1年間に104日も雨降って、夜は365回あるけども、夕日と朝日のときも発電能力が低いということで、週に4日ほどしか発電能力がないんです。広大な敷地を破壊した割に。それよりもウインドファームのほうがまだ作業道路とか自然を破壊して効率が一番悪い。効率が悪いのに補助していると。

九州は中止しました。今、電気か上がってるのに、国はまだ効率のいい、クリーン

エネルギーと提唱しているけども、アンバランスやと思う。その点、これからもそういうウインドファームも増設していくんですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは地域の住民の皆さん方の意見を聞きながら、いろんなどころである程度、方向を変えていかんと原子力ゼロの世界が到底無理です。一番原子力が安いと言われるんやけど、結構いろんなことを考えれば非常に高くつくという考えで、やっぱり原子力ゼロにしようと思えば、ある程度電気代も上げてほかの方向をとっていかないと原子力はゼロにならないと思います。

多分、国もこれから原子力廃炉の方向で、今回も何基が廃炉の方向に向かいますけれども、廃炉の方向でいくと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

原子力の代替エネルギーで地熱とかいろいろ、専門知識がないのでわかりませんが、自然を壊すということは一番自然から貴重な財産が我々に与えられて、破壊するのは簡単ですけども、復元するには誰も人間の力ではようせん。自然に任さんと。そうなると200年も300年もかかる。

一例を言うと、上六川の件ですが、あんだけの高さで土砂を埋設していったら、いづれ何回か崩れると思うので、今、仮にあれを撤去しても200年かかると、もとへ戻すのに。湧き水が出るまでは。そこからまた、今撤去しても、そのうちに10年後、20年後、30年後に崩れていったらまたずれて230年も50年もかかってくる。

企業と区の協定書、それは町長も参入してるんですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あくまでも区と業者の中の賃貸の契約でありますので、町は関与しておりません。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

協定結んだと県も知ってるんやけど、それはどうなってるんですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

三者協定と賃貸契約というのは別でありますので、その賃貸契約については町は一

切関与しておりません。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

賃貸契約はそうか知らんけども、三者協定というのはどういう約束をするんですか。これは最初からやってるんですか。途中からですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

三者協定については開発するに当たって、まず上六川区とQソーラーA合同会社との間で契約を交わして、その中へ町も立会人として入ってほしいということでありましたので、入らせていただいております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

町の責任の所在はないんですね。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今のところ、あるとは思ってません。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

このソーラーパネルは日本の国土にふさわしくないんです。山間地では。海の埋め立て地とか砂漠とか日照時間の長い。ああいうところは適しているんじゃないかと。それから、人里離れた丘陵地。日本の狭小な山を削ってまで、日照時間の少ない効率の悪いものはやめたほうがええ。

今度のウインドファームでも物すごい悪い。うちもエコのまちって言うけど、光輝くエコのまちと町長、提唱してるけど、パネルの反射で温暖化に拍車をかけている。光が輝いているのはパネルだけであって、暗くなって暗黒のまちになるんじゃないかと心配している。

それと、ウインドファームも効率が悪い。面積を破壊した割に物すごい悪い。原子力の240倍ほどの面積を要するという事になっている。

結局、今後、うちの千葉山にウインドファームやってくれというパネルも、反対したのは私1人でした。なぜ湊わからんのかと悪者に思われたけど、自然破壊、自然を大事にしてほしいということです。

まだ、これからもするということは、1本も建っていらんということを言っているんですよ。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほども申し上げたとおり、原子力の事故があつてから、これは今の福島第一原発の事故というのははるかにすごい事故であります。何年か永久に地元に戻れないというような地区もできております。

今後、恐らく何か原子力をやめようとすれば代替エネルギーをつくっていかなきゃならない中で、地元の人が反対すれば反対はさせていただきますけれども、国も恐らく補助金を出している以上は、それに向かって進んでいるんだと思います。多分法的にはとめる権利というのは町にはないと思いますけれども、地区の人が反対すれば反対の意見は言えると思いますんで、それは反対の意見で今回の大型の風車については、町としては反対ということは県に申し上げていくつもりであります。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

地元が反対、賛成というよりも行政が指導していかんとよ、賛成であっても、誤った賛成の場合もあるし、指導が必要やと思う。

町長も苦勞して町民のために住みよい、明るいまちを目指してやってくれてんやけど、上六川を一例にとれば、予備知識が不足している場合があるので、全体の環境から見て、そんなときは行政指導も必要やと思う。ええと思ってやってくれてんねんけど、地元も行政も、せやけど落とし穴もあると思う。十分把握して行政指導、幾ら賛成でも反対せんなん場合もあるし、条件つきでそれを可能にせんなん場合もある。難しいと思うけども、そこは考慮してほしい。

また別やけども、太陽光発電の事業主が参入しやすい。誰でもできるんよ。補助金目当てというか、補助金があるんで、どんどん売電が下がっている。48円から今18円になるという、パネルも下がってるけども、効率のええパネルになってるらしいけど。けども、事業はしやすくても、結局入学はしやすくても卒業が見えにくいということもうたってるけども、企業選定は十分慎重にやってほしいと思う。その見解はどうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あくまでも町民の意見を聞きながら、これからやっていかなあかんと思っていますし、恐らく太陽光も18円になったら、そんなに簡単には営業的にはあかんので、そ

んなんは結局これからもあんまりせえへんのかなと思っています。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

そうになったら、一番心配なのは閉鎖された場合、後の処理とかそんなことは規制がない。ほられたら処分をどこにするのか、大きな問題になると思うんですけど。やるときはやりやすい、あれは。だけど、入学しても卒業がしにくいということは不安定な営業やと思うんですけども。その点はどうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

初めから潰れるつもりで業者もやってないと思います。一生懸命に努力をするつもりでやってるんで、潰れた前提で初めからせえというのは、これも無理な話だと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

だけど、ああいう機材をほったらかされたら、後の処理に莫大な費用がかかるんで、そういうことも考慮に入れておいてほしいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど言うたように、後の20年後の始末については、地元区と業者の間できっちりとした契約書を結んでいると聞いております。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

耐用年数もあるんで、法的の耐用年数は17年と聞いてるけども、日本の国産品やったら20年、30年ぐらいもつらしいけど、来たらそこで終わります。腐食したり、バッテリーの交換とかいろいろなメンテがかかってくると思う。台風、突風とか、気象条件が変わったら飛んでしまう。風速に対しての構えが少ない。落雷とか、木の枝が飛んできて破損したり、いろいろの障害があると思う。順調ようってこそその話であって、机上計算では何万キロワットとやってるけども、相手は天候のぐあいであって、供給が一定でないということでもあります。

それで、ウインドファームもそうです。日本の気候は一定に風は吹いていない。西洋でも、偏西風はちょっと吹いていても、40%の稼働率と言われている。日本では

20%ぐらいしか効力を発揮していないということで、これも自然破壊に伴う異物ではないかと、こういうように考えています。

今後、もし新しく増設するときはよっぽど慎重に考えてほしい。そういうことである。

○議長（殿井 堯）

以上でいいですか。

○15番（湊 正剛）

いえ、まだ。

○議長（殿井 堯）

はい、どうぞ。15番、湊君。

○15番（湊 正剛）

国道480号の件ですが、これは狭いので早急にやれるところからやってもらいたい。河川と同時に進行中だから、そう言っていたら全然進んでいないと思う。できるところから先やって、そういうことを県に申請できるんですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど申し上げたとおり、県はとにかく高野山まで一日も早くバスを通せという計画でやってますし、狭隘もところについては県にしっかりと要望していきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

その答えは前から同じことばかり聞いてねんけども、一向に着手してくれないということで強力をお願いしたいと、要望しておきます。

今後、それについて努力してくれますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

湊議員が言われるところは前々から言うてんねんけど、河川整備計画と並行してやらんと、かさ上げを同時にせなあかんともできてきますんで、それは要望するについてはしっかりとこれからも要望していきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

15番、湊正剛君。

○15番（湊 正剛）

それでは、河川のしゅんせつと堤防強化とウインドファームとメガソーラー、これ

はもう慎重に考えていただきたいということです。国道480号は強力にお願いしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（殿井 堯）

以上で、湊 正剛君の一般質問を終わります。

……………通告順3番 1番（堀江眞智子）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、1番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は一問一答形式です。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、1番、堀江眞智子、質問をさせていただきます。

4点について質問をさせていただきます。

まず、最初に、教職員の働き方改革について質問をさせていただきます。

学校における働き方改革について、教育委員会としての具体的な進め方についてお尋ねをいたします。平成31年1月25日付、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校、指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてという中央教育審議会答申の中で、学校における働き方改革の目的は、子どものためであれば、どんな長時間勤務もよしとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならない。

教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを述べています。

教師の週当たりの残業時間について国の調査を見ると、1966年の小学校では2時間30分だったのが、2016年には24時間30分と9倍以上に、そして、中学校では3時間56分だったのが、29時間41分と7倍以上になっています。

勤務時間内では、教師にとって最も大切な授業準備の時間がとれないし、まともに休憩もとれていないのが実情だと考えられます。

この答申を受け、現状の勤務の実態から有田川町教育委員会として、具体的にどのようなことを計画されているのでしょうか。そして、少なくとも事務職員の校務運営への参画や1年単位の変形労働時間制などは、学校現場の実情に照らしてもふさわしくないということは町教育委員会としての認識をお伺いしたいと思います。

そして、2点目の質問です。

育児休業中の保育所からの退園について質問をさせていただきます。

女性が働きやすい環境づくりの一つとして、保育所の役割に対する認識についてお尋ねいたします。

保育所は入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することが目的であります。これは子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる責任が保育所にあるということを明らかにしています。

子どもの最善の利益については、1989年に国際連合が採択し、1994年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約の第3章第1項に定められています。保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や子どもの人権を尊重することの重要性をあらわしています。

そして、保育所は子どもにとって最もふさわしい生活の場であります。これは家庭に次いででありますけれども。児童福祉の理念である全て児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。児童福祉法第1条第2項をもとに、保育所が入所する子どもにとって、家庭の次に最もふさわしい生活の場でなければならないとされています。

これまで保育所は、長時間にわたる保育の中で子どもの養護的側面を大事にし、一人一人の子どもにきめ細やかに対応をしてきました。けれど、子育てを取り巻くさまざまな環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっていることなどを踏まえ、保育所の生活を子どもの福祉を積極的に増進する観点から捉え直すことが必要となっていると思います。

子どもがさまざまな人と出会い、かかわり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていくことが重要であり、そうした役割や機能が今日、保育所にはますます求められていると言えます。このように子どもの権利条約や児童福祉法第1条第2項を踏まえ、保育所に対する認識をお聞かせください。

2番として、子育てしやすいまちの視点から、育児休業中であっても3歳未満の乳幼児の保育の実施についてお尋ねいたします。

育児休業中は、本来、生まれたばかりの子どもの養育が中心です。しかし、3歳未満の乳幼児が退園になると、お母さんの子育てはどちらかというと退園させられた乳幼児の養育が中心になってしまいます。これでは、生まれたばかりの子どもの最善の利益が保障されているとは言えません。

3歳以上の幼児であれば、育児休業中であっても退園することなく、そのまま通園できるのですが、3歳未満の乳幼児は3歳以上の幼児よりも手がかかるのに退園させられてしまうのです。これでは、生まれたばかりの子どもは寝かされたままで、お母さんは退園させられた乳幼児の面倒を見ることになってしまいます。

退園させられた子どもは、天気がよければ外に遊びに行きたがったりしますが、下の子がいるからそうもいかなかったり、また、せっかく保育所で成長させてもらって

いたのに赤ちゃんがえりをしたりなど、退園させられた乳幼児の最善の利益も家庭では保障しにくかったりするのです。

保育の目的が、子どもの最善の利益であるならば、育児休業中の3歳未満の子どもが保育所を退園させられるということは、その子どもの最善の利益を保障していないことになると思います。

もちろん育児休業中は自分で子どもとかかわりたい、そして、育てたいと思う方もいらっしゃることでしょうから、育児休業中であっても保育を希望される方について保育を実施するということでもいいと思います。早急に育児休業中であっても保育を希望される場合は、保育所に通い続けられるようにしてほしいと思います。前向きな答弁をお願いいたします。

3番目に、急性期病院の病床削減計画について質問をさせていただきます。

有田市立病院や済生会有田病院の救急受け入れの現状の認識についてお尋ねをいたします。

有田市立病院では、地域の救急医療について内科体制が充実し、救急受け入れは応需率70%になっており、さらに伸ばしていきたいと平成30年2月の地域医療構想会議で述べられています。また、済生会有田病院では、整形外科が土日においても待機をとってかなりの救急患者を受け入れているとお聞きしています。

平成30年9月の地域医療構想会議で述べられています。同時に、高度医療の導入やきめ細かい救急医療の実現などで患者流出の現象をはかる必要があると指摘をしています。

このように有田圏域の公的病院がそれぞれに救急受け入れに対して努力をしてくれていますが、有田川町内において有田圏域での救急の受け入れの現状はどうなっていますか。また、救急体制を充実させるためには、医師の確保が大変重要になってきます。有田圏域の中でどのような働きかけをされているのでしょうか。

以前、町長は産科の問題があったときには、市立病院にお金を出してもいいというふうな答弁をされましたが、財政的な支援などについて検討もされていくのでしょうか、お聞かせください。

2番目に、急性期病床の大幅な削減や高度急性期病床がゼロのままという県の地域医療構想に対する考えについてお尋ねをいたします。

昨年12月県議会で、県福祉保健部長が、有田医療圏において必要とされる高度急性期機能病床については、和歌山医療圏においてその機能を担うという答弁を行いました。これは有田地方に高度急性期は要らないという内容であり、県の医療構想では有田川町の住民の健康と命を守るという視点が欠落しているのではないのでしょうか。

県が進める地域医療構想の中で、高度急性期病床に関しては、現状の医療体制から隣接する和歌山圏域に引き続き今後も委ねることとしていますと書かれています。しかし、一刻を争う病院にとって、和歌山市に行くよりも有田圏域の中でより早く対応

してもらおう方がいいことは明らかです。まして、有田川町では高齢化がますます深刻化し、県が言うような在宅医療ではなく安心できる病院での対応が求められるようになります。

そして、現在、在宅で介護されている家族の方にとって介護疲れなどによって家族が倒れることのないように、家族の方がケアマネジャーなどに相談し、医師の診断のもと介護が必要な方を入院させてもらい、介護する家族の健康も守っているということをお伺いいたしました。

その入院を受け入れているのが公的病院であります。介護している家族の方にとって病床を減らすというのは、命を削って在宅で介護せよと言われていることになります。県の医療構想に対して、在宅で介護されている家族の方々やその介護を見守っていくケアマネジャーの方々から怒りの声も上がっています。

有田川町として、このような住民の声をしっかりと受けとめ、有田圏域に高度急性期病床必要数を設置し、急性期病床を削減することのないように、県に対して意見を上げるべきではないでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

そして、4点目、最後に交通事故が多発する交差点への対策について質問をさせていただきます。

先日、垣倉のパーティハウスから約130メートルほどの東側の交差点で交通事故直後の場面に出会いました。これまでも事故の多い交差点であるという認識はありましたが、近所の方も出てこられていたのでお話を伺うと、年に数件は事故があるのではないかということでありました。

信号機がなく事故の多い交差点では、運転手が減速し左右を確認する、一時停止がある場合、確実に停止する、減速または徐行することなどは当然であります。カーブミラーがより見えやすいように設置したり、掛け直したり、交差点内に色をつけるなどの対策を講じるよう、関係機関にしっかりと働きかけることはできませんか。

また、ポップみちとの交差点についても、交差点内の色が薄くなっていたりするところについては塗り直したり、明確にわかるような一時停止線を引くことなどの対策も必要だと思います。

そして、最後につけ加えますが、現在、明王寺、テラモトのあたりからパチンコフジのあたりまでの交通量が半端なく多いと感じられます。高速の工事と重なって白線がわかりにくくなっています。事故が起こる前の対策をお願いしたいと思います。これで1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、堀江議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の教職員の働き方改革についてでありますけれども、教職員の働き方

改革については、有田川町は35人学級の実現や支援員や校務支援ソフトの導入など町ができることはしているつもりです。詳しくは、教育長から答弁をさせたいと思います。

また、2点目の育児休業の保育所からの退園についてでありますけれども、一生の中で、最も発達が著しい、ゼロ歳から3歳の子どもにとっては、母親など特定の人との間に形成される愛着は、情緒の安定や、信頼感に結びつくため、大変重要だと考えております。それゆえ、私が昔から言っているとおり、子どもは2歳から3歳ぐらいまではできるだけ母親など近しい関係の保護者が愛情を持って育てていただきたいと思っております。

しかしながら、それがかなわない保護者の皆さんには可能な限り支援を行っていきたくと考えております。

また、産前・産後休暇や育児休業を取得することになった場合、直ちに保育を解除するものではありません。個々の状況により、必要ならば担当職員が面接を繰り返し判断をして行っております。

議員おっしゃるとおり、安心して子どもを産み育てられる町にしていきたいという思いは私自身強く持っています。

次に、急性期病院の病床削減計画についてであります。

1点目、有田市立病院や済生会有田病院の救急受け入れの現状はどうかですかという質問でありますけれども、有田市立病院については一時期の医師不足が解消され、救急の受け入れ態勢が整ってきました。済生会有田病院についても、救急受け入れ体制が強化されたことにより、有田保健医療圏での救急搬送の自己完結率は、平成27年の約45%から、平成29年は約60%と改善をされています。

町としましては、引き続き県へ公立病院等への医師の派遣要望を行ってまいりたいと思っております。

2点目の、急性期病床の大幅な削減や、高度急性期病床が、ゼロのままという県の地域医療構想に対する考えについてでありますけれども、高度急性期病床については、有田圏域の救急指定病院では、施設の整備を行い対応していくのが各病院とも非常に難しいため、高度急性期病床については、和歌山保健医療圏に委ねることになっております。

また、急性期病床については、県による転換への移行調査調整が、まだ実施されていないため状況を見守ってまいりたいと思っております。

町としましては、在宅医療を推進するため有田医師会内へ設置されています有田医師会在宅サポートセンターと、より一層の連携体制を強化してまいります。

次に、交通事故の多い交差点の対策につきましては、交差点マークの表示や交差内を着色する対策を行いたいと思います。先日も田殿橋の南詰の着色を完了いたしました。

また、通行量の少ないほうの道路に減速を促す路面標示の施工も検討したいと思っております。

有田川町の吉備バイパスの白線の消えたところについては、早急に県事務所のほうに新しくしていただけるように要望してまいります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは、堀江議員の御質問にお答えをしたいと思います。

教職員の働き方改革については、町長が申し上げたとおりで、5年前からすべての小・中学校において35人の学級が実現をしております。また、延べ30人以上の町費による支援員の配置や昨年からの校務支援ソフトの導入など町にできることはしっかりやっていると考えております。

また、学校単位では、町内全学校の学校に整備済みの校内LANやネットワークをできるだけ活用して情報を共有しやすくして、会議や朝礼の削減、テスト期間中のノー残業デーの制定、管理職の時間差退勤による管理の徹底等きめ細やかに対応してるところでございます。

また、物理的に教職員の人数、これが大きく関係してきますので、県教育委員会にも教職員の加配をこれまで以上に強く要望してまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

先ほど質問した中で、事務職員の校務運営への参画や1年単位の変形労働時間制など、学校現場の実情に照らしてもふさわしくないということを申し上げましたが、このことについてはどのようにお考えですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

そのことについてもうちのほうでアンケートをとったりしていろいろ対策を考えておるところなんです、ただいかにせん議員がおっしゃるところの施策については県の施策もありますので、また、そういうことの改善等を要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

ぜひとも今、事務職員さんは仕事がたくさんで大変ということでもありますので、その方たちの話を聞いたりして対策をしていただきたいというふうに思っております。

具体的な改革案に対する教育委員会としての考えもお聞きしたいと思うんですけれども、平成30年2月9日付で文部科学省事務次官通知の中で、町教育委員会が学校に対して行うことが求められる主な内容項目の一つとして、研修の適正化、各種研究事業等の適正化授業時数の設定等における配慮があげられています。文部科学省は、標準授業時数を年間35週、小学校6年生では年間945時間としていますが、現状では年間40週近くで1,050時間ほど授業をやっているとのこと。

各教科の時数は十分満たされていると思いますが、学校行事は945時間という年間標準時数の中には含まれていない上に、大変多くの時数が取り組まれているそうです。文部科学省は、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査をし、教師の時間外勤務の増加につながらないように各学校における教育課程の編成、実施に当たっては、教師の働き方改革に十分配慮されることとしています。

まずは学校行事をスクラップ・アンド・ビルドすることから始めてはいかがかと思えます。これもあれも子どものため、そう言いながら積み上げてきた行事がたくさんあるのではないのでしょうか。そのことを否定するわけではありません。しかし、学校は保護者や地域との関係で行事をなくすということはそう簡単なことではないと思えます。

そこで、教育委員会が中心となって教職員の働き方改革を進める視点に立って、保護者や地域の方々に学校行事の見直しの必要性を説明していけば、学校としての行事の見直しを支援することにはなるのではないのでしょうか。

そして、町としての大きな行事であるAKI・DENも見直す時期にきているのではないのでしょうか。そのものをやめろという話ではありません。早朝も放課後も練習に取り組んでいたり、本番のコースを試走したりなど、勝利至上主義の練習のあり方が蔓延していないのでしょうか。教職員の負担になっているとも聞いています。

そして、もう一つ、外国語など新しい教科の導入によって、高学年では月曜から金曜日までが毎日6時間授業になっているとお聞きしています。理科や音楽などを専門に教えていただく先生が配置されていたとしても、週当たり26時間授業を担当しているわけです。

しかし、先ほど述べましたように標準授業時数は年間945時間ですから、これを連日授業をしている、少なくとも38週として考えれば、945時間割る38週ですから、週当たりの時数は25時間程度になるわけでありまして。毎週25時間の時数で

計画を立てれば、少しは勤務時間内の授業、準備をする時間を確保できるのではないのでしょうか。

また、学力を高める、学力をある一面ではかろうと学力調査が国や県、町でも実施をされていますが、その結果を受けて分析や対策などを担任や学校に求めるのはやめるということはできないのでしょうか。分析や対策に時間をかけるよりも、日々の授業準備に時間を割くようにしてはいかがでしょうか。このように多面的で多様な視点で学校の先生の勤務の具体的な見直しを進める考えはいかがですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、実情については存じ上げております。ただ、学校というところは何をするとところかという、やっぱり子どもたちの潜在能力、社会に出て役に立てるように、また子どもの持ったものを伸ばせるようにぐっとつかんで伸ばしてやる、それを見出してやるというのが学校教育やと思っています。

その中には、勉強だけではなくて、そういう行事、例えば運動会であったり、音楽会であったりというのも、その面で輝ける子どもの能力を引き伸ばすという中では非常に大事なものだと思っています。そういう関係の中で議員おっしゃるとおり、今は非常に教職員の方々にいろんな御負担をかけているというのも、これまた事実であります。

学校の職員についてはタイムカードがないのできちりとした時間がわからない。それを調べたいので、今、各教職員が1台ずつ持っているパソコンのデータをタイムカードがわりにひける装置というソフトをつけて、それで大体の把握はしておるところです。うまいことしていない部分もあるんですが。ただ、ずっと残業されている職員もあります。

学校の教職員の仕事、もちろん行政もそうでしょうし、どんな仕事でも同じやと思うんですが、どこまで完璧にすればいいかということもありますので、管理職等々と話し合いをしながら、その職員の不安をチームとしてとってあげて、学校の職員というのは自分の子のクラスの中のことはクラスで、自分のクラスは自分のクラスの中でおさめようとする傾向が強いので、管理職を筆頭にそのことのないように安心して子どもたちにいろんなことを教えられる、また子どもたちの能力を引き出せるような環境づくりというは大事だと思っています。その辺で校長会もしくは地域の方々とまた話し合いをしたいと思っています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

今、部長に答弁をいただきましたが、ぜひとも教職員のしんどさを受けとめて、教員がしんどいと子どもがしんどくなるということがあります。ぜひとも対応をよろしくお願いいたします。

そして、教員の働き方改革を前進させる大きなポイントは、誰が考えても、先ほど教育長も述べられましたように、教員の大幅の増員にあると思います。テレビのあるコメンテーターがいじめ問題にかかわって、財務省少人数学級といじめの因果関係は認めていませんが、私の子どもは25人と少ない人数の学級であったために、幸いにもいじめ問題は起こらなかったというふうに発言をされていましたが、国がもっと教育にお金をかければ、困難を抱える子どもの問題や教員の働き方も大きく改善をされるのではないかと思います。

この点については、教育長が先ほど述べていただいたので、ここでの答弁は結構ですが、ぜひとも県だけでなく、国に対しても町としての意見を述べていただきたいというふうに思っております。

現在の定数法は1958年に策定されたもので、当時、制定にかかわった文部省の財務課長補佐は、教員の1日の持ち授業時間は4コマで、週24コマとする。1日8時間労働のうちに、4時間を正規の教科に充て、残り4時間を指導のための準備、整理などに充てる週6日労働でしたから、週24コマの教科指導となると、1958年7月の学校経営の中で述べられています。

この定数の考え方は今から60年以上も前の状況のもとで制定されたものではありませんが、1日の教科指導は4時間で、残りの時間は授業準備に充てる必要があります。これを現在の学校、週5日制に当てはめて考えると、1学年1クラスの小学校では1年から6年生までの週当たりの合計授業時数、文部科学省が示す時数で考えても154時間です。

教員1人当たりでは、1日4コマで週当たり20コマになるので154時間割る20コマで7.7となり、つまり、本来の定数法の考え方だと、6学級の小学校には7.7人の教員が配置されなければならないこととなります。しかし、現状では6人しか配置されていません。国の制度であれば、1.7人分に当たる業務が過重労働となって、教員にのしかかっていることとなります。

町は独自の採用をしてくれておりますが、その部分でいうと少しは楽になっていると思いますけれども、これは各自治体がほかに使わなければならないお金をそこに使っているわけで、本当は国がこれをしなければならないというふうに私たちは思っております。

私ども日本共産党は、こういう教職員の働き方を変えたいという冊子を出して、週当たり小学校で20コマ、中学校で18コマを上限として教員定数を試算したところ、全国で9万人の増員が必要であり、この増員を10年かけて実現していこうと提言をしております。

財源は数千億円必要であります。OECD加盟国の平均教育予算は4.2%で、日本は現在2.9%で、この加盟国の中でも最も低い教育費となっています。これを0.1%引き上げるだけで可能になります。

その上、子どもの確かな発達のために町単独で配置している支援員なども定数法にのっとって、先ほども言いましたように、国や県が責任を持って配置すべきであると思います。それは同じ考えだと思います。

同時に、30人学級などの少人数学級が実現できれば、さらに子どもたち一人一人に行き届いた教育を保障することができるのではないのでしょうか。町として教員定数法の精神に基づいた教職員定数の改善及び少人数学級の実現を求める意見書を国に対して挙げてはいかがでしょうか。

いかかでしょうかということをお聞きしまして、議長、これを教育長と教育部長に終了後、渡させてもらっていいのでしょうか。ぜひ見ていただいて、検討の一つにしたいと思っています。

どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員の言うとおりの、この定数法は非常に窮屈になっております。これはやっぱり変えていかなければならないと、そういうふうに私自身も考えております。今、文科省が推進しているのは35人学級。これは小学校1年生だけなんですよね。それをうちの町は35人学級を全学級でやっていくという、これもちょっと認めていただきたいなど、そういうふうに思っております。やっぱり35人学級よりも20から25、これが最高の学級だと思うんですけど、そこまでいくには莫大なお金がかかるわけです。その辺も考えていただきたいなということです。

そして、教職員の働き方改革というのは、言いかえれば学校マネジメントをどう推進していくかということだろうと思います。教員の本分というのは、2つ、大きく言えば、人格をつくる。そして、学問を教えるというこの2点だと思います。それをするには学校マネジメントというのが非常に大事になってきます。

そういった専門性、教員というのは専門性のある職業だと思っております。専門性を発揮できる環境をどうつくり出していくかというのは非常に大事なことだろうと思います。そのためには、まず実態を把握して校務の効率化を図り、学校マネジメントを強化していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

御答弁ありがとうございました。ぜひとも教職員の働き方改革、何としても教員方が子どもに教えられる、その準備もきっちりとできるような、そういう時間を持てるような形をつくり出していただきたいと思います。

そして、先ほど言いましたように、うちでは35人学級全ての学年でしてくれているということですが、これは町単独の予算でしてくれていて、有田川町にそういう教育が受けられるということも目玉となっていると思いますけれども、やはり日本中どこに住んでいても、子どもは同じく教育を受けられるということでもありますので、ぜひとも国にそういう意見を上げるということもお願いしたいと思いますが、その点に対しては、県へ上げるというふうに言っていたいただきましたが、県から国に上げていただけるような、そういう働きかけもしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

以前、町村の教育長会長をやっておりました、そのときに国で話す機会がございました。全国の様子も大体わかっております。そのときに、私は文科省に対しまして、やっぱりまちの施策がほとんど中心なんです。そうじゃなしに、全国で田舎の施策も考えていただきたいということを要望したこともございます。そういうことで、県もそうですけども、国のほうへも声を出していきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

ありがとうございました。

それでは、2番目の再質問に入りたいと思います。

安心して子どもを産み育てられるまちにしていきたいという思いは持ってくださいという答弁をいただきましたが、本当に有田川町は子育てしやすいまちということで、若い女性の方からはその認識があるということも私も存じています。ただ、先ほど言いましたように、保育所に通っていても年数半ばで育児休業が終わった場合、3歳児未満の子どもはお母さんのもとに返されるということで、今までもそういうお話を聞いたことはありましたが、実際にはうちの長男が4人目の子どもを産みまして、すごい貢献していると思うんですけども、その子どもがゼロ歳児で保育所に通っていたんですけども、ちょうど下の子ができて、年度途中で保育所を退所することになりました。

この間、お世話になったところで若い奥さんにお話を聞きましたら、そこもちょっと子どもは大きくなっているんですけども、2人目ができたときに、年度途中で退所ということになりました。お母さんが3歳までは愛情を持って育ててほしいというふうな町長の思いもあるでしょうけれども、私は保育所に通う時間というのは1日の

うちの3分の1だと思っております。その時間、子どもを逆に見てないということで、家に帰ってからは以上に愛情が湧くというふうに思っております。

ですから、子どもを育てる、うちとは4人目産みました。3人目産んで、それでも4人目も産んだと。やっぱりほかのお母さん方も、楽に子育てできるということはありませんけれども、少しの間でもそういうふうに町が保育所で子どもの社会性を身につけさせることとか、多様なかわりをする事、お母さんとだけ1日中べったりいることが幸せというふうなことは、私は思っておりません。いろんな方々と出会うことが、小さいときからその子にとっての社会性を身につけることにつながると思っておりますので、ぜひとも安心して子どもを産み育てられるまちなにしていきたいという思いがございましたら、必要な人にはそのようにするという対策をとっていただきたいなと思います。

お母さんは赤ちゃんを産んで1年間は体がもとに戻る期間がかかるといいますので、ぜひとも一番しんどいときに子どもをせめて8時間でも保育所で見て上げるということとは理にかなったことだというふうに思っております。どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

町長の答弁と同じなんですけど、もちろん発達が著しいゼロ歳からしばらくは母親の愛情をもって、その母親が荒れてきたら近しい関係の人が愛情をもっていたら、これは一番いいのはわかってると思うんですけど、それがかなわない保護者の皆様には可能な限り支援をとるところであります。そして、産前産後育児休業中の方についても、絶対それっていうんではなしに、いろんな事情を聞きながら判断しております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

お話を聞いてくださっていることはお聞きしておりますが、たまたま、この間、お話を聞いたお母さんは、働いている人が保育所で見てもらわなければならないのであれば、私は家で我慢しなければならないのかなというふうなことも言っておられましたので、そういうふうな形にもっていかれないような、先ほども言いましたように、生まれた子どものための母と子のふれあいを大切にしなければ、ゆっくりおっぱいをあげるとか、ゆっくりその子の寝顔を見て笑った顔を見て、母親としての愛情を確かめるとか、そういうことをしなければならぬ時間であるにもかかわらず、そういうことが家においてできないということも、私も経験しましたので、ぜひともしっかりとお母さん方とお話をして、言えない人が諦めてしまうというようなことのないような形をとっていただきたいなというふうに思います。答弁は結構でございます。

それから、市立病院や済生会病院の受け入れの状況をお聞きして、改善されてきたということですが、県の構想でありましたら、この後も病床を減らしていくということでもありますけれども、ぜひとも県に働きかけていただきたいと思っておりますけれども、その答弁はいただきましたか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

医師不足というのは痛感に感じてますので、医師の増強というのは常にお願いをしているところであります。

また、高度急性期病床というのは、今の有田郡内の各病院でこの機材をそろえるということは非常に困難だと聞いてます。それで寄って日赤であるとか、和医大へ行かざるを得ないのかなという考えを持っております。

おっしゃるとおり、近くの病院でICUとか、ああいう施設が整えばいいんですけども、今郡内の救急病院では非常にそれが難しいという病院の意見でありますので、とりあえず和歌山医療圏でお世話になっていかないとしようがないかなという思いを持っております。

できれば、そういう施設ができるにこしたことはないんですけども、今の状況では病院が設備を整えるということは非常に無理なことだと聞いております。まだ、県の意向については調査中ということで、それを見守っていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

まだ意向中で見守っていきたいということですが、ぜひ意見はそこで上げていただかなければ、そういう意見がないのかなというふうに思われてしまうと思います。昼間は消防のほうへドクターヘリが来て、短時間で患者を診てもらって搬送するということですが、夜ともなりますと、清水地区なんかからでしたら、随分昔なんですけれども、うちの父親が運ばれるときに、どんだけという時間がかかって下へ出てきて、そこから和歌山まで行くことはかないませんでした。市立病院で受け入れてもらったという、ちょっと間に合いませんでしたけれども、そういう経緯がございます。

ぜひとも、そのところについては見守るというのではなく、働きかけていっていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

あるにこしたことはないんで、働きかけはさせてもらいますけれども、各病院の経

営状態の中へ入っていきますので、今のところ郡内の救急病院については、そういう設備を整える余力はないという回答でございますので、いたし方ないと、要望はさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

要望していただけるということです。ありがとうございます。

けれども、このことは言っておきたいと思うんですけども、今から30年以内に南海東南海地震が来ると言われています。有田圏域だけがそういう病院がないという、病院の経営にもよるといことでありましようが、そういう地震が来れば遮断されてしまうと思うんです。そうなったときに、やはり有田圏域にそういう、病院の事情もあるでしょうが、そういうところがないということは本当に欠陥だというふうに思っております。

これは資料として、地域保健医療協議会の資料なんですけれども、有田地方においては救急で運ばれた患者さん、有田市立病院や済生会病院に運ばれた患者さんは、重症以上が県内あっちこっちを見ても結構多いんです。医大とか日赤と医療センターなどは別ですけれども、そんな中で、やはり重症な患者さんを何とかするというで言いますと、病院のベッド数は削減させないというふうなことを、住民は望んでいると思いますが、担当部長はそのことについてどう思われますか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

有田保健医療圏の医療構想調整会議というのを年に2回ないし3回やっています。先日の14日にもありまして、その場で各院長が出てまして、先ほど町長が言われたとおり、高度急性期についてはどの施設もなかなか整備は難しいということで考えております。

あと、有田市立病院、済生会病院については改革プランの中で、また今後地域医療を発展していくために貢献していくということがありますんで、ベッド数についても県の考えとはまた多少考え方は違って、個々の院長の考えもありますんで、その辺のことを見守っていきたく、協議の場でも提案はさせてもらいたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

わかりました。

これで3番目の件については終わらせていただきます。

4つ目の交通事故多発の交差点でありますけれども、以前にも質問をして色をつけ

てもらったりしていただいたんですけども、ぜひともまた見直していただいて、白線が消えているところとか、多分いろんな要望を出していただいていると思うんですけども、交差点というのは結構、区と区のはざまであったり、特に区からの要望で、ここ、こんなしてほしいということはあんまりないような気がするんです。ぜひともそういう点検などもしていただきたいと思いますと思いますが、担当部長、どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

白線でありますとか、交差点内の交差点マークとかをまた点検いたしまして、薄くなっている、消えている部分については対応したいと思います。

ただ、停止線とか横断歩道については警察の管理となっておりますので、総務課を通じてまた警察のほうへ要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

ぜひ早急に見直していただいて、警察への働きかけなども総務課のほうからよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の会議は、これで散会します。

また、次回の本会議は3月26日火曜日、午前9時30分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

散会 11時21分